

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年 8 月31日

【計算期間】 第 8 期中（自 2025年12月 1 日 至 2026年 5 月31日）

【ファンド名】 プレミアム・ファンズ
- グローバル・コア債券ファンド
(Premium Funds
- Global Core Bond Fund)

【発行者名】 S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・
エス・エイ
(SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.)

【代表者の役職氏名】 取締役 濱 理 貴

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L-1282
ヒルデガルト・フォン・ビンゲン通り 2 番
(2, rue Hildegard von Bingen, L-1282 Luxembourg, Grand Duchy
of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 大 西 信 治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

【事務連絡者氏名】 弁護士 大 西 信 治

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03 (6212) 8316

【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

1【ファンドの運用状況】

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ（以下「管理会社」という。）が管理するプレミアム・ファンズ（以下「ファンド」という。）のサブ・ファンドであるグローバル・コア債券ファンド（以下「サブ・ファンド」という。）の運用状況は、以下のとおりである。

（１）【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

（2026年５月末日現在）

資産の種類	国・地域名	時価合計 (米ドル)	投資比率（注１） (%)
投資証券	ルクセンブルグ	151,048,114.69	99.73
現金その他の資産（負債控除後）		415,137.11	0.27
合計 (純資産価額)		151,463,251.80 (約24,142百万円)	100.00

（注１） 投資比率とは、関連するサブ・ファンドの純資産価額に対する当該資産の時価比率をいう。以下同じ。

（注２） アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）の円貨換算は、便宜上、2026年５月29日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝159.39円）による。以下、別段の記載がない限り同じ。

（注３） ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設定されているが、サブ・ファンドの各クラス受益証券は、米ドル建てまたは円建てのため、本書の金額表示は、別段の記載がない限り米ドル貨または円貨をもって行う。

（注４） 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。したがって、本書の中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

投資資産

（Ａ）投資有価証券の主要銘柄

（2026年５月末日現在）

銘柄	国・地域名	業種	口数	取得金額（米ドル）		時価（米ドル）		投資比率 (%)
				単価	金額	単価	金額	
JPMorgan Funds - Global Bond Opportunities Fund - JPM Global Bond Opportunities X (acc)- USD	ルクセンブルグ	信託、ファンドおよび類似の金融事業体	1,025,351.463	117.78	120,762,206.77	138.95	142,472,585.78	94.06
JPMorgan Funds - Global Bond Opportunities Fund - JPM Global Bond Opportunities X (acc) - JPY (hedged)	ルクセンブルグ	信託、ファンドおよび類似の金融事業体	124,513.021	67.41	8,393,821.60	68.87	8,575,528.91	5.66

種類別投資比率

（2026年5月末日現在）

種類	投資比率（％）
投資証券	99.73
合計	99.73

（Ｂ）投資不動産物件（2026年5月末日現在）

該当事項なし。

（Ｃ）その他投資資産の主要なもの（2026年5月末日現在）

該当事項なし。

（２）【運用実績】

【純資産の推移】

サブ・ファンドの2026年5月末日前1年間における各月末の純資産の推移は、以下のとおりである。

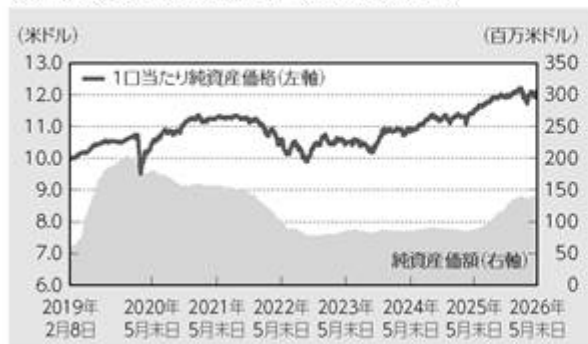
	純資産価額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	円	クラス	基準通貨	円
2025年6月末日	95,678,012.75	15,250,118,452	米ドル建て	11.65米ドル	1,857円
			円建て（ヘッジあり）	947円	-
7月末日	100,155,015.48	15,963,707,917	米ドル建て	11.68米ドル	1,862円
			円建て（ヘッジあり）	946円	-
8月末日	107,204,024.63	17,087,249,486	米ドル建て	11.81米ドル	1,882円
			円建て（ヘッジあり）	953円	-
9月末日	117,089,970.37	18,662,970,377	米ドル建て	11.91米ドル	1,898円
			円建て（ヘッジあり）	958円	-
10月末日	121,720,881.34	19,401,091,277	米ドル建て	11.97米ドル	1,908円
			円建て（ヘッジあり）	959円	-
11月末日	130,137,483.91	20,742,613,560	米ドル建て	11.99米ドル	1,911円
			円建て（ヘッジあり）	958円	-
12月末日	140,330,872.83	22,367,337,820	米ドル建て	12.01米ドル	1,914円
			円建て（ヘッジあり）	957円	-
2026年1月末日	144,253,273.85	22,992,529,319	米ドル建て	12.11米ドル	1,930円
			円建て（ヘッジあり）	962円	-
2月末日	146,506,652.15	23,351,695,286	米ドル建て	12.19米ドル	1,943円
			円建て（ヘッジあり）	966円	-
3月末日	143,334,733.74	22,846,123,211	米ドル建て	11.79米ドル	1,879円
			円建て（ヘッジあり）	932円	-
4月末日	146,711,016.59	23,384,268,934	米ドル建て	11.96米ドル	1,906円
			円建て（ヘッジあり）	942円	-
5月末日	151,463,251.80	24,141,727,704	米ドル建て	12.12米ドル	1,932円
			円建て（ヘッジあり）	951円	-

< 参考情報 >

純資産の推移

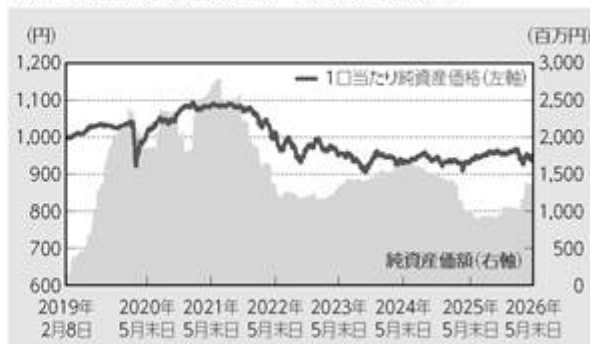
米ドル建て受益証券

(2019年2月8日(運用開始日)～2026年5月末日)



円建て(ヘッジあり) 受益証券

(2019年2月8日(運用開始日)～2026年5月末日)



(注) 上記の運用実績は過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を示唆または保証するものではない。以下同じ。

【分配の推移】

該当事項なし。

【収益率の推移】

サブ・ファンドの2026年5月末日前1年間における収益率は、以下のとおりである。

受益証券の種類	収益率 ^(注)
米ドル建てクラス受益証券	5.67%
円建て(ヘッジあり)クラス受益証券	1.71%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

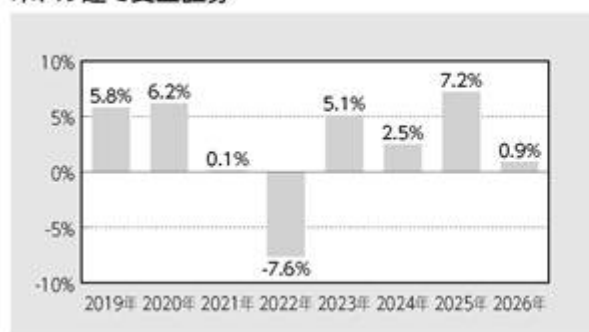
a = 2026年5月末日現在の1口当たり純資産価格(当該期間の分配金の合計額を加えた額)

b = 2025年5月末日現在の1口当たり純資産価格(分配前の額)

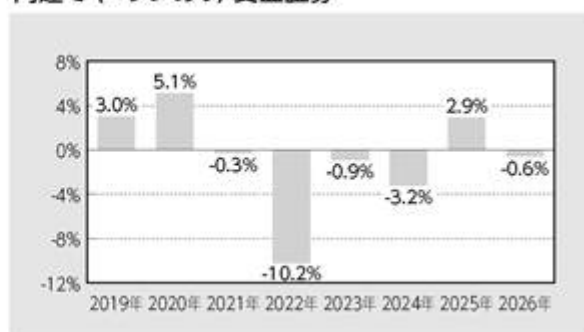
< 参考情報 >

収益率の推移

米ドル建て受益証券



円建て (ヘッジあり) 受益証券



(注1) 収益率 (%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 当該各暦年末日の1口当たり純資産価格（当該各暦年の分配金の合計額を加えた額）

ただし、2026年については2026年5月末日における1口当たり純資産価格

b = 当該各暦年の直前の暦年の最終評価日における1口当たり純資産価格（分配落の額）（ただし、2019年の場合、当初発行価格である10米ドルまたは1,000円）

(注2) 2019年については2019年2月8日（運用開始日）から同年12月末日まで、2026年については2026年1月1日から同年5月末日までの収益率を表示している。

2【販売及び買戻しの実績】

サブ・ファンドの下記期間における販売および買戻しの実績ならびに2026年5月末日現在の発行済口数は、以下のとおりである。

米ドル建てクラス受益証券

	販売口数	買戻口数	発行済口数
2025年6月1日 ～2026年5月末日	5,867,303.492 (5,867,303.492)	1,686,616.027 (1,686,616.027)	11,789,256.036 (11,789,256.036)

（注）（ ）内の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数である。以下同じ。

円建て（ヘッジあり）クラス受益証券

	販売口数	買戻口数	発行済口数
2025年6月1日 ～2026年5月末日	662,969.380 (662,969.380)	296,071.829 (296,071.829)	1,438,391.575 (1,438,391.575)

3【ファンドの経理状況】

- a . サブ・ファンドの日本語の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである。これは、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . サブ・ファンドの原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c . サブ・ファンドの原文の中間財務書類は、ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型、ウェルス・コアポートフォリオ グロース型、グローバル・コア株式ファンドおよびグローバル・コア債券ファンドの4つのサブ・ファンドにつき一括して作成されている。本書において、日本語の作成にあたっては関係するサブ・ファンドに関連する部分のみを翻訳している。ただし、「財務書類に対する注記」については、全文を記載している。
- d . サブ・ファンドの原文の中間財務書類は、米ドルおよび日本円で表示されている。なお、各受益証券の情報に関しては、下記の通貨で表示されている。

1) 米ドル建て受益証券 = 米ドル

2) 円建て（ヘッジあり）受益証券 = 日本円

日本語の中間財務書類には、特段の記載のない限り、下記に挙げた通貨の2026年5月29日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値を使用して換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。日本円による金額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

1 米ドル = 159.39円

（１）【資産及び負債の状況】

プレミアム・ファンズ グローバル・コア債券ファンド

純資産計算書

2026年 5月31日現在

（表示通貨：米ドル）

	注	米ドル	千円
資産			
投資有価証券 - 純資産評価額			
（取得原価129,156,028.37米ドル			
（20,586,179千円））	1.2	151,048,114.69	24,075,559
銀行預金		873,437.71	139,217
資産合計		151,921,552.40	24,214,776
負債			
為替先渡取引に係る未実現評価損	1.6,9	1.18	0
未払販売会社報酬および販売取扱会社報酬	8	133,077.93	21,211
未払投資先ファンド管理・顧問報酬	10	237,911.55	37,921
未払印刷および公告費用		21,409.82	3,413
未払弁護士費用		22,792.26	3,633
未払代行協会員報酬	7	12,433.77	1,982
未払管理事務代行会社報酬	5	7,467.64	1,190
未払専門家費用		5,480.70	874
未払保管会社報酬	6	4,973.40	793
未払管理会社報酬	3	3,731.59	595
未払投資運用会社報酬		6,209.59	990
未払受託会社報酬	2	2,432.71	388
その他の未払費用		378.46	60
負債合計		458,300.60	73,049
純資産		151,463,251.80	24,141,728
純資産			
米ドル建てクラス受益証券		142,869,896.13	22,772,033
円建て（ヘッジあり）クラス受益証券		1,368,622,509円	
発行済受益証券口数			
米ドル建てクラス受益証券		11,789,256.036口	
円建て（ヘッジあり）クラス受益証券		1,438,391.575口	
受益証券1口当たり純資産価格			
米ドル建てクラス受益証券		12.12	1,932円
円建て（ヘッジあり）クラス受益証券		951円	

添付の注記は、本財務書類の一部である。

プレミアム・ファンズ グローバル・コア債券ファンド

統計情報

	米ドル建て クラス受益証券	円建て（ヘッジあり） クラス受益証券
発行済受益証券口数、期末		
2024年11月30日	7,843,563.374 □	1,568,070.898 □
2025年11月30日	10,297,179.227 □	1,096,021.187 □
発行受益証券	2,466,284.136 □	429,989.651 □
買戻受益証券	(974,207.327)□	(87,619.263)□
2026年 5 月31日	11,789,256.036 □	1,438,391.575 □

	米ドル建て クラス受益証券	円建て（ヘッジあり） クラス受益証券
純資産、期末		
2024年11月30日	88,624,740.72米ドル (14,125,897千円)	1,478,912,103円
2025年11月30日	123,420,812.89米ドル (19,672,043千円)	1,050,253,608円
2026年 5 月31日	142,869,896.13米ドル (22,772,033千円)	1,368,622,509円

	米ドル建て クラス受益証券	円建て（ヘッジあり） クラス受益証券
受益証券 1 口当たり純資産価格、期末		
2024年11月30日	11.30米ドル (1,801円)	943円
2025年11月30日	11.99米ドル (1,911円)	958円
2026年 5 月31日	12.12米ドル (1,932円)	951円

添付の注記は、本財務書類の一部である。

プレミアム・ファンズ

財務書類に対する注記

2026年5月31日現在

注1．重要な会計方針

1.1 財務書類の表示

本財務書類は、継続企業の前提に基づき、かつ、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に従い作成されている。ウェルス・コアポートフォリオ グロース型、ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型、グローバル・コア株式ファンドおよびグローバル・コア債券ファンドの4サブ・ファンドの会計年度末が同じであることを考慮し、本財務書類および年次報告書は結合して作成されている。

1.2 投資有価証券およびその他の資産の評価

- (a) 集団投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、関連する評価日現在の最新の入手可能な純資産額で評価される（ただし、当該評価日現在の純資産額を入手できない場合には、その直前日の純資産額を使用するものとする）。
- (b) 証券取引所で取引されている有価証券は、かかる証券取引所、または管理事務代行会社と協議した上で管理会社が選択した証券取引所の最新の入手可能な市場価格（詳細は基本信託証書および／または関連する信託証書補遺に記載されている）で評価する。
- (c) 証券取引所では取引されていないが店頭市場で取引されている有価証券は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が選択した信頼性の高い情報源に基づいて評価する。
- (d) サブ・ファンドが保有している「スワップ」およびその他の店頭商品は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が適格とみなしたディーラーから入手した相場価格に基づいて、管理会社により誠実に評価する。
- (e) 短期金融商品および銀行預金は、取得原価に経過利息を加えた額で評価する。
- (f) 評価を行う日に特定の資産の評価に関して指定された証券取引所または市場が営業していない場合、かかる資産の評価は、かかる証券取引所または市場の直前の営業日に行われる。
- (g) その他のすべての資産および負債は、識別可能な市場価格のない資産および負債を含め、管理事務代行会社と協議した上で管理会社により誠実に評価する。
- (h) 未実現評価損益の純変動額は当会計期間に係る投資有価証券の純資産評価額の変動および投資有価証券に係る過年度の未実現評価損益が当会計期間に実現したことによる戻入れから構成される。
- (i) 投資有価証券の売却に係る実現純損益は平均原価法を用いて算定される。

1.3 設立費用

ウェルス・コアポートフォリオ グロース型、ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型、グローバル・コア株式ファンドおよびグローバル・コア債券ファンドの設立費用は、全額償却された。

1.4 受取利息

受取利息は、日次ベースの発生主義で、かつ源泉徴収税を控除して計上される。

1.5 外貨換算

米ドル以外の通貨建ての資産および負債は期末時点の実勢為替レートで米ドルに換算される。米ドル以外の通貨建取引は当該取引日の実勢為替レートで米ドルに換算される。

1.6 為替先渡取引

為替先渡取引は、満期までの残存期間について純資産計算書の日付時点で適用される先渡レートで評価される。

注2．受託会社報酬

受託会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎四半期後払いされる、各サブ・ファンドの純資産の年率0.01%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する（最低額は年間15,000米ドル、最高額は年間30,000米ドル）。

上記の報酬は、毎年見直される。受託会社が追加的な活動、訴訟、もしくはその他の非経常的な事項の対応または従事することを求められる場合には、その時点で管理会社との追加的な交渉がなされ、反対の合意がない限り、受託会社により、その時点で適用される時間料金の追加報酬が請求されることになる。

注3．管理会社報酬

管理会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.03%の報酬を各サブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

注4．投資運用会社報酬

ウェルス・コアポートフォリオ グロース型およびウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型

投資運用会社は、投資先ファンドの資産から報酬を受け取るため、サブ・ファンドの資産から報酬を受け取っていない。

グローバル・コア株式ファンドおよびグローバル・コア債券ファンド

各サブ・ファンドの投資運用会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、各サブ・ファンドの純資産の年率0.05%の報酬を各サブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

注5．管理事務代行会社報酬

ウェルス・コアポートフォリオ グロース型、ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型およびグローバル・コア株式ファンド

管理事務代行会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、各サブ・ファンドの純資産の年率0.06%の報酬を各サブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する（最低額は年間12,500ユーロ）。

グローバル・コア債券ファンド

管理事務代行会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.06%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する（最低額は年間16,000ユーロ）。

注6．保管会社報酬

ウェルス・コアポートフォリオ グロース型、ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型およびグローバル・コア株式ファンド

保管会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、各サブ・ファンドの純資産の年率0.04%の報酬を各サブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する（最低額は年間3,000ユーロ）。

グローバル・コア債券ファンド

保管会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.04%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する（最低額は年間4,000ユーロ）。

注7．代行協会員報酬

ウェルス・コアポートフォリオ グロース型およびウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型

代行協会員は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、各サブ・ファンドの純資産の年率0.09%の報酬を各サブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

グローバル・コア株式ファンドおよびグローバル・コア債券ファンド

代行協会員は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、各サブ・ファンドの純資産の年率0.10%の報酬を各サブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

注8．販売会社報酬および販売取扱会社報酬

販売会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、各サブ・ファンドの純資産の年率0.02%の報酬を各サブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

ウェルス・コアポートフォリオ グロース型、ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型およびグローバル・コア株式ファンド

販売会社報酬の他に、販売会社および販売取扱会社はそれぞれ、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、各社が取り扱う受益証券に対応する各サブ・ファンドの純資産部分の年率1.15%の報酬を各サブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

グローバル・コア債券ファンド

販売会社報酬の他に、販売会社および販売取扱会社はそれぞれ、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、各社が取り扱う受益証券に対応するサブ・ファンドの純資産部分の年率1.05%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

注9．為替先渡取引

2026年5月31日現在、以下の為替先渡取引は未決済である。

ウェルス・コアポートフォリオ グロース型の円建て（ヘッジあり）クラス受益証券の通貨エクスポージャーをカバーする為替先渡取引

通貨	売却	通貨	購入	満期日	未実現評価益 / (損) 米ドル
米ドル	488,040.76	日本円	77,100,000.00	2026年6月17日	(3,164.57)
米ドル	16,411,082.68	日本円	2,576,710,000.00	2026年6月17日	(206,184.21)
米ドル	674,050.44	日本円	107,188,390.00	2026年6月17日	42.31
日本円	102,200,000.00	米ドル	643,910.46	2026年6月17日	1,187.04
円建て（ヘッジあり）クラス受益証券の通貨エクスポージャーを カバーする為替先渡取引に係る未実現純評価損合計					(208,119.43)

ウェルス・コアポートフォリオ グロース型の通貨エクスポージャーをカバーする為替先渡取引

通貨	売却	通貨	購入	満期日	未実現評価 (損) 米ドル
米ドル	693.65	ユーロ	594.54	2026年6月5日	(1.24)
ウェルス・コアポートフォリオ グロース型のポートフォリオ運用における 為替先渡取引に係る未実現評価損					(1.24)

ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型の円建て（ヘッジあり）クラス受益証券の通貨エクスポージャーをカバーする為替先渡取引

通貨	売却	通貨	購入	満期日	未実現評価益 / (損) 米ドル
米ドル	852,852.80	日本円	134,800,000.00	2026年6月17日	(5,106.28)
米ドル	16,770,090.84	日本円	2,633,078,000.00	2026年6月17日	(210,694.69)
日本円	79,230,000.00	米ドル	501,909.18	2026年6月17日	3,636.97
円建て（ヘッジあり）クラス受益証券の通貨エクスポージャーを カバーする為替先渡取引に係る未実現純評価損合計					(212,164.00)

ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型の通貨エクスポージャーをカバーする為替先渡取引

通貨	売却	通貨	購入	満期日	未実現評価 (損) 米ドル
米ドル	693.65	ユーロ	594.54	2026年6月5日	(1.24)
ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型のポートフォリオ運用に おける為替先渡取引に係る未実現評価損					(1.24)

グローバル・コア株式ファンドの円建て（ヘッジあり）クラス受益証券の通貨エクスポージャーをカバーする為替先渡取引

通貨	売却	通貨	購入	満期日	未実現評価益 / (損) 米ドル
米ドル	13,050,413.25	日本円	2,038,123,937.00	2026年6月15日	(234,754.97)
米ドル	873,781.53	日本円	138,965,143.00	2026年6月15日	3.99
円建て（ヘッジあり）クラス受益証券の通貨エクスポージャーを カバーする為替先渡取引に係る未実現純評価損合計					(234,750.98)

グローバル・コア株式ファンドの通貨エクスポージャーをカバーする為替先渡取引

通貨	売却	通貨	購入	満期日	未実現評価 (損) 米ドル
米ドル	692.47	ユーロ	594.54	2026年6月5日	(0.06)
グローバル・コア株式ファンドのポートフォリオ運用における 為替先渡取引に係る未実現評価損					(0.06)

グローバル・コア債券ファンドの米ドル建てクラス受益証券の通貨エクスポージャーをカバーする為替先渡取引

通貨	売却	通貨	購入	満期日	未実現評価益 / (損) 米ドル
米ドル	89.60	ユーロ	77.00	2026年6月4日	0.07
米ドル	658.83	ユーロ	564.70	2026年6月5日	(1.17)
グローバル・コア債券ファンドの米ドル建てクラス受益証券の通貨エクスポージャーをカバーする為替先渡取引に係る未実現純評価損合計					(1.10)

グローバル・コア債券ファンドの円建て（ヘッジあり）クラス受益証券の通貨エクスポージャーをカバーする為替先渡取引

通貨	売却	通貨	購入	満期日	未実現評価 (損) 米ドル
日本円	864.00	ユーロ	4.66	2026年6月4日	(0.01)
日本円	5,546.00	ユーロ	29.86	2026年6月5日	(0.07)
グローバル・コア債券ファンドの円建て（ヘッジあり）クラス受益証券の 通貨エクスポージャーをカバーする為替先渡取引に係る未実現純評価損合計					(0.08)

2026年5月31日現在、サブ・ファンドの未決済の為替先渡取引に係る未実現純評価損合計は、655,038.13米ドルであった。

注10．グローバル・コア債券ファンドの投資先ファンド管理・顧問報酬

グローバル・コア債券ファンドは、投資先ファンドへの投資に関連して、参照年度中、投資先ファンドの平均日次純資産価額の0.40%の年次管理・顧問報酬を負担する。当該報酬は、投資先ファンドによりサブ・ファンドに対して四半期毎に請求される。

注11．為替レート

サブ・ファンドの米ドル以外の通貨建ての資産および負債の換算に使用された2026年5月31日現在の米ドルに対する為替レートは、以下の通りである。

通貨	為替レート
日本円	159.2652

注12．税金

12.1 ケイマン諸島

ケイマン諸島では所得または利得には課税されず、ファンドはファンドの設定日から50年間はケイマン諸島の地方税、利益税または資本税をすべて免除する旨の保証をケイマン諸島総督から取り付けている。したがって、本財務書類には法人税等引当金という勘定科目が含まれていない。

12.2 その他の国々

サブ・ファンドは、その他の国々を源泉とする特定の収益に対し源泉徴収税またはその他の税金を課されることがある。受益証券を購入しようとする者は、各々の法域で適用される法律の下で、受益証券の購入、保有および買戻しに対して発生が見込まれる税金およびその他の影響を判断するため、各自が国籍、住所および本籍を有する国の法律および税務専門家に相談すべきである。

注13．受益証券の販売および買戻しの条件

受益証券は、英文目論見書および英文目論見書に関連する付属書類（以下「付属書類」という）に記載されている買付申込通知の手続に従って、各発行日に、関連する受益証券の関連する発行日現在の受益証券1口当たり純資産価格（以下「発行価格」という）で発行され、販売される。発行価格は、一時停止の手続に服しつつ、管理事務代行会社により、関連する計算日に計算され、公表される。

受益証券は、英文目論見書および付属書類に記載されている買戻請求の通知の手続に従って、各買戻日に、かかる受益証券の買戻日現在の受益証券1口当たり純資産価格（以下「買戻価格」という）で買い戻すことができる。買戻価格は、一時停止の手続に服しつつ、管理事務代行会社により、関連する計算日に計算され、公表される。

注14．関連当事者取引

管理会社、受託会社、管理事務代行会社および保管会社、販売会社および代行協会員、投資運用会社ならびに販売取扱会社はサブ・ファンドの関連当事者とみなされている。

各サブ・ファンドの投資運用会社は、投資先ファンドの管理会社と同じ企業グループに属しているため、関係する各サブ・ファンドの関連当事者とみなされている。

注15．決算日後の状況

受託会社および管理会社の意見では、当期の財務書類において開示が必要な決算日後に生じた重要な事象はなかった。

（２）【投資有価証券明細表等】

プレミアム・ファンズ グローバル・コア債券ファンド

投資有価証券明細表

2026年 5月31日現在

（表示通貨：米ドル）

数量	銘柄	通貨	取得原価	純資産評価額	比率 [*]
投資信託			米ドル	米ドル	%
1,025,351.46	JPMorgan Funds - Global Bond Opportunities Fund - JPM Global Bond Opportunities X (acc) - USD**	米ドル	120,762,206.77	142,472,585.78	94.06
124,513.02	JPMorgan Funds - Global Bond Opportunities Fund - JPM Global Bond Opportunities X (acc) - JPY (hedged)***	日本円	8,393,821.60	8,575,528.91	5.66
投資信託合計			129,156,028.37	151,048,114.69	99.72
投資有価証券合計			129,156,028.37	151,048,114.69	99.72

投資有価証券の分類

2026年 5月31日現在

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率 [*]
ルクセンブルグ	信託、ファンドおよび類似の金融事業体	99.72
		99.72
投資有価証券合計		99.72

添付の注記は、本財務書類の一部である。

（^{*}） 百分率で表示された純資産に対する純資産評価額の比率（^{**}） 米ドル建てクラス受益証券の投資先ファンド（^{***}） 円建て（ヘッジあり）クラス受益証券の投資先ファンド

スイッチング先サブ・ファンドであるウェルス・コアポートフォリオおよびグローバル・コア株式ファンドの経理状況

グローバル・コア債券ファンドの米ドル建て受益証券および円建て（ヘッジあり）受益証券は、プレミアム・ファンズのサブ・ファンドであるウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型およびウェルス・コアポートフォリオ グロース型（以下、本段落において個別にまたは総称して「ウェルス・コアポートフォリオ」ということがある。）ならびにグローバル・コア株式ファンドのあらゆる受益証券間でのスイッチングを行うことができる。この点、これらのスイッチング先サブ・ファンドについては、2026年8月31日に半期報告書が提出され、経理状況として2026年5月31日現在の中間財務書類が開示されているため、本書においても当該財務書類の内容を記載する。なお、以下、ウェルス・コアポートフォリオの経理状況に関する記載において、ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型および／またはウェルス・コアポートフォリオ グロース型を個別にまたは総称して「サブ・ファンド」といい、受益証券の記載は、いずれもウェルス・コアポートフォリオの受益証券を指すものとする。また、グローバル・コア株式ファンドの経理状況に関する記載において、グローバル・コア株式ファンドを「サブ・ファンド」といい、受益証券の記載は、いずれもグローバル・コア株式ファンドの受益証券を指すものとする。

- a. サブ・ファンドの日本文中間財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである。これは、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. サブ・ファンドの原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c. サブ・ファンドの原文の中間財務書類は、米ドルおよび日本円で表示されている。なお、各受益証券の情報に関しては、下記の通貨で表示されている。

1) 米ドル建て受益証券	=	米ドル
2) 円建て（ヘッジあり）受益証券	=	日本円
3) 米ドル建て承継機能付受益証券	=	米ドル

日本文の中間財務書類には、特段の記載のない限り、下記に挙げた通貨の2026年5月29日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値を使用して換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。日本円による金額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

1 米ドル = 159.39円

プレミアム・ファンズ ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型の財務書類

プレミアム・ファンズ ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型

純資産計算書

2026年5月31日現在

（表示通貨：米ドル）

	注	米ドル	千円
資産			
投資有価証券 - 純資産評価額			
（取得原価135,764,320.04米ドル			
（21,639,475千円））	1.2	185,076,516.30	29,499,346
銀行預金		1,089,572.57	173,667
資産合計		186,166,088.87	29,673,013
負債			
為替先渡取引に係る未実現評価損	1.6,9	212,165.24	33,817
未払販売会社報酬および販売取扱会社報酬	8	179,464.76	28,605
未払印刷および公告費用		16,271.57	2,594
未払弁護士費用		11,378.07	1,814
未払代行協会員報酬	7	13,806.91	2,201
未払管理事務代行会社報酬	5	9,219.06	1,469
未払専門家費用		5,454.91	869
未払保管会社報酬	6	6,139.98	979
未払管理会社報酬	3	4,602.21	734
未払受託会社報酬	2	2,966.67	473
その他の未払費用		349.64	56
負債合計		461,819.02	73,609
純資産		185,704,269.85	29,599,404
純資産			
米ドル建てクラス受益証券		168,806,808.76	26,906,117
円建て（ヘッジあり）クラス受益証券		2,650,619,113円	
米ドル建て承継機能付クラス受益証券		254,659.57	40,590
発行済受益証券口数			
米ドル建てクラス受益証券		12,250,166.274口	
円建て（ヘッジあり）クラス受益証券		2,663,845.046口	
米ドル建て承継機能付クラス受益証券		21,830.801口	
受益証券1口当たり純資産価格			
米ドル建てクラス受益証券		13.78	2,196円
円建て（ヘッジあり）クラス受益証券		995円	
米ドル建て承継機能付クラス受益証券		11.67	1,860円

添付の注記は、本財務書類の一部である。

プレミアム・ファンズ ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型

統計情報

発行済受益証券口数、 期末	米ドル建て クラス受益証券	円建て（ヘッジあり） クラス受益証券	米ドル建て承継機能付 クラス受益証券
2024年11月30日	12,840,981.354 □	3,653,475.533 □	21,830.801 □
2025年11月30日	12,191,548.662 □	2,956,749.397 □	21,830.801 □
発行受益証券	541,484.572 □	109,973.758 □	-
買戻受益証券	(482,866.960)□	(402,878.109)□	-
2026年 5月31日	12,250,166.274 □	2,663,845.046 □	21,830.801 □

純資産、期末	米ドル建て クラス受益証券	円建て（ヘッジあり） クラス受益証券	米ドル建て承継機能付 クラス受益証券
2024年11月30日	161,859,693.78米ドル （25,798,817千円）	3,543,498,167円	232,938.49米ドル （37,128千円）
2025年11月30日	163,121,105.31米ドル （25,999,873千円）	2,909,302,288円	247,262.81米ドル （39,411千円）
2026年 5月31日	168,806,808.76米ドル （26,906,117千円）	2,650,619,113円	254,659.57米ドル （40,590千円）

受益証券1口当たり 純資産価格、期末	米ドル建て クラス受益証券	円建て（ヘッジあり） クラス受益証券	米ドル建て承継機能付 クラス受益証券
2024年11月30日	12.60米ドル （2,008円）	970円	10.67米ドル （1,701円）
2025年11月30日	13.38米ドル （2,133円）	984円	11.33米ドル （1,806円）
2026年 5月31日	13.78米ドル （2,196円）	995円	11.67米ドル （1,860円）

添付の注記は、本財務書類の一部である。

プレミアム・ファンズ ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型

投資有価証券明細表

2026年 5月31日現在

（表示通貨：米ドル）

数量	銘柄	通貨	取得原価	純資産評価額	比率 [*]
投資信託			米ドル	米ドル	%
1,151,188.13	Goldman Sachs Funds SICAV - Goldman Sachs Global Multi-Asset Conservative Portfolio Class I Share USD ACC	米ドル	135,764,320.04	185,076,516.30	99.66
投資信託合計			135,764,320.04	185,076,516.30	99.66
投資有価証券合計			135,764,320.04	185,076,516.30	99.66

投資有価証券の分類

2026年 5月31日現在

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率 [*]
ルクセンブルグ	信託、ファンドおよび類似の金融事業体	99.66
		99.66
投資有価証券合計		99.66

添付の注記は、本財務書類の一部である。

（^{*}）百分率で表示された純資産に対する純資産評価額の比率

プレミアム・ファンズ ウェルス・コアポートフォリオ グロース型の財務書類

プレミアム・ファンズ ウェルス・コアポートフォリオ グロース型

純資産計算書

2026年5月31日現在

（表示通貨：米ドル）

	注	米ドル	千円
資産			
投資有価証券 - 純資産評価額			
（取得原価98,871,040.30米ドル			
（15,759,055千円））	1.2	163,091,908.19	25,995,219
銀行預金		972,665.96	155,033
資産合計		164,064,574.15	26,150,252
負債			
為替先渡取引に係る未実現評価損	1.6,9	208,120.68	33,172
未払販売会社報酬および販売取扱会社報酬	8	156,675.24	24,972
未払印刷および公告費用		16,271.74	2,594
未払弁護士費用		11,378.23	1,814
未払代行協会員報酬	7	12,053.68	1,921
未払管理事務代行会社報酬	5	8,049.47	1,283
未払専門家費用		5,463.46	871
未払保管会社報酬	6	5,361.00	854
未払管理会社報酬	3	4,017.87	640
未払受託会社報酬	2	2,559.98	408
その他の未払費用		313.17	50
負債合計		430,264.52	68,580
純資産		163,634,309.63	26,081,673
純資産			
米ドル建てクラス受益証券		146,835,776.57	23,404,154
円建て（ヘッジあり）クラス受益証券		2,675,421,728円	
発行済受益証券口数			
米ドル建てクラス受益証券		7,415,964.334口	
円建て（ヘッジあり）クラス受益証券		1,814,274.291口	
受益証券1口当たり純資産価格			
米ドル建てクラス受益証券		19.80	3,156円
円建て（ヘッジあり）クラス受益証券		1,475円	

添付の注記は、本財務書類の一部である。

プレミアム・ファンズ ウェルス・コアポートフォリオ グロース型

統計情報

発行済受益証券口数、期末	米ドル建て クラス受益証券	円建て（ヘッジあり） クラス受益証券
2024年11月30日	7,142,293.749 □	2,046,233.143 □
2025年11月30日	7,375,830.710 □	1,870,289.322 □
発行受益証券	372,394.755 □	130,831.299 □
買戻受益証券	(332,261.131)□	(186,846.330)□
2026年 5月31日	7,415,964.334 □	1,814,274.291 □

純資産、期末	米ドル建て クラス受益証券	円建て（ヘッジあり） クラス受益証券
2024年11月30日	119,709,672.55米ドル (19,080,525千円)	2,714,859,132円
2025年11月30日	135,938,316.24米ドル (21,667,208千円)	2,612,753,504円
2026年 5月31日	146,835,776.57米ドル (23,404,154千円)	2,675,421,728円

受益証券 1口当たり純資産価格、期末	米ドル建て クラス受益証券	円建て（ヘッジあり） クラス受益証券
2024年11月30日	16.76米ドル (2,671円)	1,327円
2025年11月30日	18.43米ドル (2,938円)	1,397円
2026年 5月31日	19.80米ドル (3,156円)	1,475円

添付の注記は、本財務書類の一部である。

プレミアム・ファンズ ウェルス・コアポートフォリオ グロース型

投資有価証券明細表

2026年 5月31日現在

（表示通貨：米ドル）

数量	銘柄	通貨	取得原価	純資産評価額	比率 [*]
投資信託			米ドル	米ドル	%
715,817.72	Goldman Sachs Funds SICAV - Goldman Sachs Global Multi-Asset Growth Portfolio Class I Share USD ACC	米ドル	98,871,040.30	163,091,908.19	99.67
投資信託合計			98,871,040.30	163,091,908.19	99.67
投資有価証券合計			98,871,040.30	163,091,908.19	99.67

投資有価証券の分類

2026年 5月31日現在

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率 [*]
ルクセンブルグ	信託、ファンドおよび類似の金融事業体	99.67
		99.67
投資有価証券合計		99.67

添付の注記は、本財務書類の一部である。

（^{*}）百分率で表示された純資産に対する純資産評価額の比率

プレミアム・ファンズ グローバル・コア株式ファンドの財務書類

プレミアム・ファンズ グローバル・コア株式ファンド

純資産計算書

2026年 5月31日現在

（表示通貨：米ドル）

	注	米ドル	千円
資産			
投資有価証券 - 純資産評価額 （取得原価117,376,215.95米ドル （18,708,595千円））	1.2	162,164,046.61	25,847,327
銀行預金		1,822,570.52	290,500
資産合計		163,986,617.13	26,137,827
負債			
為替先渡取引に係る未実現評価損	1.6,9	234,751.04	37,417
未払販売会社報酬および販売取扱会社報酬	8	154,404.44	24,611
未払印刷および公告費用		21,709.53	3,460
未払弁護士費用		21,934.97	3,496
未払代行協会員報酬	7	13,193.67	2,103
未払管理事務代行会社報酬	5	7,932.69	1,264
未払専門家費用		5,454.98	869
未払保管会社報酬	6	5,283.24	842
未払管理会社報酬	3	3,959.66	631
未払投資運用会社報酬		6,589.10	1,050
未払受託会社報酬	2	2,501.54	399
その他の未払費用		306.68	49
負債合計		478,021.54	76,192
純資産		163,508,595.59	26,061,635
純資産			
米ドル建てクラス受益証券		149,777,869.95	23,873,095
円建て（ヘッジあり）クラス受益証券		2,186,826,765円	
発行済受益証券口数			
米ドル建てクラス受益証券		6,092,253.906口	
円建て（ヘッジあり）クラス受益証券		1,189,239.320口	
受益証券1口当たり純資産価格			
米ドル建てクラス受益証券		24.58	3,918円
円建て（ヘッジあり）クラス受益証券		1,839円	

添付の注記は、本財務書類の一部である。

プレミアム・ファンズ グローバル・コア株式ファンド

統計情報

	米ドル建て クラス受益証券	円建て（ヘッジあり） クラス受益証券
発行済受益証券口数、期末		
2024年11月30日	4,990,681.365 □	1,069,579.371 □
2025年11月30日	5,488,867.306 □	1,092,397.972 □
発行受益証券	818,543.442 □	176,899.022 □
買戻受益証券	(215,156.842)□	(80,057.674)□
2026年 5 月31日	6,092,253.906 □	1,189,239.320 □

	米ドル建て クラス受益証券	円建て（ヘッジあり） クラス受益証券
純資産、期末		
2024年11月30日	91,969,797.84米ドル (14,659,066千円)	1,574,405,586円
2025年11月30日	116,793,481.11米ドル (18,615,713千円)	1,771,046,457円
2026年 5 月31日	149,777,869.95米ドル (23,873,095千円)	2,186,826,765円

	米ドル建て クラス受益証券	円建て（ヘッジあり） クラス受益証券
受益証券 1 口当たり純資産価格、期末		
2024年11月30日	18.43米ドル (2,938円)	1,472円
2025年11月30日	21.28米ドル (3,392円)	1,621円
2026年 5 月31日	24.58米ドル (3,918円)	1,839円

添付の注記は、本財務書類の一部である。

プレミアム・ファンズ グローバル・コア株式ファンド

投資有価証券明細表

2026年 5月31日現在

（表示通貨：米ドル）

数量	銘柄	通貨	取得原価	純資産評価額	比率 [*]
投資信託			米ドル	米ドル	%
591,792.07	Blackrock Funds I ICAV - Blackrock Advantage World Equity Fund Class D Acc USD	米ドル	117,376,215.95	162,164,046.61	99.18
投資信託合計			117,376,215.95	162,164,046.61	99.18
投資有価証券合計			117,376,215.95	162,164,046.61	99.18

投資有価証券の分類

2026年 5月31日現在

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率 [*]
アイルランド	信託、ファンドおよび類似の金融事業体	99.18
		99.18
投資有価証券合計		99.18

添付の注記は、本財務書類の一部である。

（^{*}）百分率で表示された純資産に対する純資産評価額の比率

4【管理会社の概況】

（１）【資本金の額】

2026年５月末日現在、管理会社の資本金は5,446,220ユーロ（約10億1,115万円）で、同日現在全額払込済である。なお、１株額面20ユーロ（約3,713円）の記名式株式272,311株を発行済である。

（注）ユーロの円貨換算は、便宜上、2026年５月29日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１ユーロ＝185.66円）による。

（２）【事業の内容及び営業の状況】

管理会社は、ルクセンブルグの法律の規定に基づき設立され、投資信託の管理運営を行うための免許を有する会社である。管理会社は、ルクセンブルグの1915年８月10日商事会社に関する法律（随時改正される。）に基づき1992年２月27日に設立された。

管理会社の目的は、ルクセンブルグ国内または同国外を住所地とするか否かにかかわらず投資信託に関するルクセンブルグの2010年12月17日の法律（随時改正される。）第125 - 2条に規定された投資信託（以下「UCI」という。）を管理することである。ただし、管理会社は、最低でも１つのルクセンブルグのUCIを管理しなければならない。

管理会社は、オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2011年６月８日付欧州議会および理事会通達2011/61/EU（随時改正される。）（以下「AIFMD」という。）ならびにオルタナティブ投資ファンド運用者に関するルクセンブルグの2013年７月12日の法律（改正済）に基づき、ファンドに関し、AIFMDにおいて定義されるオルタナティブ投資運用会社（AIFM）として業務を提供する。管理会社は、ファンドの投資資産の管理運営について責任を負っている。管理会社は、サブ・ファンドのポートフォリオ運用機能を投資運用会社に委託している。

管理会社は、S M B C日興証券株式会社の完全所有子会社である。

管理会社は、サブ・ファンドおよび受益者に代わり、組入証券の購入、売却、申込みおよび交換を含む管理・運営業務を行い、サブ・ファンドの資産に直接または間接的に関連するすべての権利を行使することができる。

管理会社は、関係するサブ・ファンドの費用で、信託証書に基づく一部または全部の職務を、一名以上の個人または一社以上の企業（投資運用会社またはその他のサービス提供会社を含む。）に委任する十分な権限を有するものとする。ただし、管理会社が、適用ある限り基本信託証書に定める規定を遵守することを確保することを条件とする。管理会社は、委託先または再委託先の業務遂行を監督する義務を負うものとし、管理会社によるその義務に係る故意の不履行または詐欺行為による場合を除き、委託先または再委託先の不正行為、重過失または不履行により生じたサブ・ファンドの損失について、責任を負わない。

基本信託証書に定める規定に従って、管理会社および管理会社の関係会社ならびにそれらの取締役、役員、従業員または代理人は何らかの理由でいずれかの時点でファンドの信託財産もしくは信託財産の一部または信託財産の収益に発生した損失または損害に関して、かかる損失または損害が管理会社、管理会社の関係会社またはそれらの取締役、役員もしくは従業員の現実の詐欺または故意の不履行に起因しない限り、一切責任を負わない。また管理会社はいかなる場合も間接損害、特別損害または派生的損害に関して責任を負わない。

管理会社およびその関係会社ならびにそれらの取締役、役員、従業員および代理人は、それぞれサブ・ファンドの管理会社もしくはその関係会社としてまたはそれらの取締役、役員、従業員または代理人として被り、かつサブ・ファンドの信託証書に基づきまたはサブ・ファンドに関連して適切に権限および義務を履行する過程で発生した法的措置、訴訟、債務、コスト、請求、損失、費用（すべての合理的な弁護士報酬、専門家報酬およびその他の同様の費用を含む。）または要求の全部または一部について、サブ・ファンドの信託財産から補償を受けるものとする。かかる補償は、管理会社またはその関係会社およびそれらの取締役、役員または従業員の現実の詐欺または故意の不履行による作為もしくは不

作為により生じ、管理会社が被ったあらゆる法的措置、訴訟、債務、コスト、請求、損失または要求には適用されない。

ファンドに関する管理会社の任命期間は、受益者決議によって受益者から解任されない限り、ファンドの存続期間とする。管理会社は、受託会社に対して90日以上前に書面により通知することにより辞任することができる。

管理会社は管理会社報酬を受け取る権利を有する。

管理会社の権利および義務については、一般投資家向け投資信託（日本）規則（改正済）（以下「ミューチュアル・ファンド規則」という。）および信託証書に定められている。管理会社はミューチュアル・ファンド規則に定める規定に拘束され、かつミューチュアル・ファンド規則に定める事項を実施し、かかる事項に関して責任を負うことに同意している。

2026年5月末日現在、管理会社は、以下の通りに分類される6本の投資信託を運営および管理しており、その純資産額の合計は、以下に記載された通貨建別運用金額の合計額である。

（2026年5月末日現在）

分類		内訳	
A分類	通貨建て別 運用金額	米ドル建て：	4,975,625,666米ドル
		ユーロ建て：	1,969,380ユーロ
		日本円建て：	3,385,257,851,927円
		豪ドル建て：	11,189,222豪ドル
B分類	投資信託の種類 （基本的性格）	1本がルクセンブルグ籍・契約型・オープン・エンド型であり、5本がケイマン諸島籍・契約型・オープン・エンド型である。	

（３）【その他】

半期報告書提出前6か月以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えた事実、または与えることが予想される事実はない。

5【管理会社の経理の概況】

- a . 管理会社の直近2事業年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるケーピーエムジー オーディット エス・アー・エール・エルから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c . 管理会社の原文の財務書類は、ユーロで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2026年5月29日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝185.66円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

（１）【資産及び負債の状況】

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ
貸借対照表
2026年３月31日現在
（単位：ユーロ）

	注	2026年 3 月31日		2025年 3 月31日	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
資産					
固定資産					
- 有形資産					
a) その他の備品および付属品、工具および設備	3	14,287	2,653	10,888	2,021
流動資産					
- 債権					
売掛金					
- 1 年以内に支払期限の到来するもの	4	1,497,843	278,090	1,349,190	250,491
その他の債権					
- 1 年以内に支払期限の到来するもの		10,000	1,857	-	-
- 預金および手許現金	5	16,556,888	3,073,952	14,661,176	2,721,994
前払金		113,070	20,993	88,080	16,353
資産合計		18,192,088	3,377,543	16,109,335	2,990,859
負債					
資本金および準備金					
- 払込資本金	6	5,446,220	1,011,145	5,446,220	1,011,145
- 準備金					
・ 法定準備金	7	544,622	101,115	544,622	101,115
・ 公正価値準備金を含むその他の準備金					
a) その他の利用可能な準備金		7,265,472	1,348,908	5,098,473	946,582
b) その他の利用可能でない準備金	8	1,634,313	303,427	1,513,088	280,920
		9,444,407	1,753,449	7,156,183	1,328,617
- 当期損益		2,267,877	421,054	2,288,224	424,832
		17,158,504	3,185,648	14,890,627	2,764,594
引当金					
- 納税引当金	9	574,058	106,580	843,318	156,570
- その他の引当金	10	245,333	45,549	326,477	60,614
		819,391	152,128	1,169,795	217,184
債務					
- 買掛金					
1 年以内に支払期限の到来するもの	11	152,017	28,223	-	-
- その他の債務					
- 社会保障	11	62,176	11,544	48,912	9,081
		214,193	39,767	48,912	9,081
資本金、準備金および負債合計		18,192,088	3,377,543	16,109,335	2,990,859

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

（２）【損益の状況】

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

損益計算書

2026年３月31日に終了した年度

（単位：ユーロ）

	注	2026年３月31日		2025年３月31日	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
純売上高	12.1	5,779,732	1,073,065	5,285,886	981,378
その他の営業収益	13.2	26,514	4,923	16,812	3,121
原材料・消耗品およびその他外部費用					
b) その他の外部費用	12.2	(472,643)	(87,751)	(462,858)	(85,934)
人件費		(2,118,499)	(393,321)	(1,833,204)	(340,353)
- 賃金および給与		(1,771,045)	(328,812)	(1,512,206)	(280,756)
- 社会保障費		(158,480)	(29,423)	(131,814)	(24,473)
- 年金関連		(49,235)	(9,141)	(40,866)	(7,587)
- その他の社会保障費		(109,245)	(20,282)	(90,948)	(16,885)
- 補足的社会費用		(28,805)	(5,348)	(27,150)	(5,041)
- その他の人件費		(160,169)	(29,737)	(162,034)	(30,083)
その他の営業費用	13.1	(520,529)	(96,641)	(445,693)	(82,747)
その他の未収利息および類似収益		303,763	56,397	469,420	87,153
未払利息および類似費用		-	-	-	-
損益に係る税金		(730,461)	(135,617)	(742,138)	(137,785)
税引後損益		<u>2,267,877</u>	<u>421,054</u>	<u>2,288,224</u>	<u>424,832</u>
その他の税金		-	-	-	-
当期利益		<u>2,267,877</u>	<u>421,054</u>	<u>2,288,224</u>	<u>424,832</u>

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

財務書類に対する注記

2026年3月31日に終了した年度

注1．事業活動

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ（以下「当社」という。）は、1992年2月27日、ルクセンブルグ大公国の法律に基づき株式会社として設立された。

当社の目的は、ルクセンブルグ国内または同国外を住所地とするか否かにかかわらず、当社が、最低でも一本のルクセンブルグのU C I（以下「投資信託」という。）を管理することを条件に、（投資信託に関する2010年12月17日の法律（随時改正済）（以下「2010年法」という。）の第125 - 2条に規定された）投資信託の管理を行うことである。かかる観点において、当社は、ルクセンブルグの2013年の法律（随時改正済）（以下「2013年法」という。）に従い、オルタナティブ投資ファンド運用者として行為し、かつ、オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011 / 61 / E U（以下「A I F M D」という。）の別紙（以下「別紙」という。）の第1項に規定された業務を行う。当社は、ポートフォリオ管理を委託し、投資運用の監視を行う一方で、当社自身でリスク管理を実施する。当社は、2025年1月に、プライベート・デット・オルタナティブ投資ファンドの運用を含めるため、ライセンスの変更を申請した。さらに、当社は、別紙の第2項に基づき別挙された一切の業務を行う。

2026年3月31日現在、当社はニッコウ・マネー・マーケット・ファンド、日興グローバル・ファンズ、クオンティティティブ・マルチ・ストラテジー・プログラム（適格機関投資家向け）（「Q M S」）、プレミアム・ファンズ、日興ワールド・トラストおよびクオンティック・トラストの6の投資信託を管理・運営している。

注2．重要な会計方針

当社は、その会計帳簿をユーロ（以下「ユーロ」という。）で維持し、本財務書類は、以下の重要な会計方針を含め、ルクセンブルグの法律および規制の要求に準拠して継続企業の前提で作成されている。

2.1 外貨換算

ユーロ以外の通貨建の取引は、取引時の実勢為替レートでユーロに換算される。

ユーロ以外の通貨建の固定資産は、取引時の実勢為替レートでユーロに換算される。貸借対照表日付現在、かかる資産は取得時の為替レートで換算されている。

預金は、貸借対照表日付現在の実勢為替レートで換算される。為替差損益は損益計算書に計上される。

短期債権および債務は、貸借対照表日付現在の実勢為替レートに基づき換算される。

合計額の差異が、四捨五入により生じることがある。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートで換算された額または為替に基づき決定された額のいずれか低い額または高い額で、それぞれ別々に換算される。

実現為替差益は、実現された時点で損益計算書に計上される。

ユーロ以外の通貨建の資産と負債の間に経済的な関連がある場合には、未実現純損失のみ、損益計算書に計上される。

2.2 流動債権

債権は、その額面価額で評価される。それらは、回収が困難な場合には、評価調整の対象となる。かかる評価調整は、評価調整が行われた事由が適用されなくなる場合には、継続されない。

2.3 負債引当金および費用引当金

負債引当金および費用引当金は、その性質が明白に規定され、貸借対照表日付現在で発生する可能性が高いかまたは確実に発生するが、発生する金額または日付は不確定である損失または債務を補填することを目的としている。

注3．固定資産の変動

	取得原価		評価額調整			
	期首現在 価値総額	期末現在 価値総額	期首現在 累積額調整	期末現在 累積額調整	期首現在 価値純額	期末現在 価値純額
	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ
固定資産						
- コンピューター機器	5,096	5,096	(4,679)	(4,992)	417	104
- 家具、備品 および付属品	21,561	23,429	(11,090)	(14,074)	10,471	9,355
- 設備	26,619	31,906	(26,619)	(27,078)	-	4,828

固定資産は、減価償却累計額控除後の取得原価で評価される。減価償却費は、個々の資産の見積耐用年数にわたり、定額法で計算される。

かかる目的で使用される減価償却率は、以下のとおりである。

- コンピューター機器 25%
- 家具および備品 20%
- オフィスレイアウト 50%

注4．売掛金

2026年3月31日および2025年3月31日現在の売掛金は、未収管理報酬である。

注5．預金および手許現金

預金には、S M B Cグループ内に預託された16,424,005ユーロの資金と、B I L銀行（バンク・インターナショナル・ア・ルクセンブルク）内に預託された132,882ユーロが含まれており、制限付き現金はない。

注 6 . 払込資本金

額面金額20ユーロの発行済および全額払込済の株式272,311株で表章される払込資本金は、5,446,220ユーロである。

当社は、2026年3月31日または2025年3月31日に終了した年度中に自社株を取得しなかった。

当社の現在の単独株主はS M B C 日興証券株式会社である。

注 7 . 法定準備金

ルクセンブルグ法により、当社は毎年その純利益の少なくとも5%を法定準備金として、当該準備金が発行済資本金の10%に達するまで、積立てなければならない。

この法定準備金を配当金に利用することはできない。

注 8 . 資本金および準備金

	資本金	法定 準備金	準備金 (1)	特別納税 準備金 (2)	その他の 準備金 (1) + (2)	当期 損益
	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ
2025年3月31日現在残高	5,446,220	544,622	5,098,473	1,513,088	6,611,561	2,288,224
損益の繰入額	-	-	2,166,999	121,225	2,288,224	(2,288,224)
分配済み配当金	-	-	-	-	-	-
当期損益	-	-	-	-	-	2,267,877
2026年3月31日現在残高	5,446,220	544,622	7,265,472	1,634,313	8,899,785	2,267,877

	資本金	法定 準備金	準備金 (1)	特別納税 準備金 (2)	その他の 準備金 (1) + (2)	当期 損益
	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ
2024年3月31日現在残高	5,446,220	673,906	2,920,510	1,443,563	4,364,072	2,118,205
損益の繰入額	-	(129,284)	2,177,964	69,525	2,247,489	(2,118,205)
分配済み配当金	-	-	-	-	-	-
当期損益	-	-	-	-	-	2,288,224
2025年3月31日現在残高	5,446,220	544,622	5,098,473	1,513,088	6,611,561	2,288,224

当社は、施行された税法に準拠して、純富裕税（NWT）負債を軽減した。当該法律に従い、当社は、純富裕税の控除額の5倍に相当する金額を利用可能でない準備金（「特別納税準備金」科目）のもとに繰入れることを決定した。当該準備金は、5年間は配当に利用することはできない。

注 9 . 納税引当金

当社は、ルクセンブルグ法人所得税、都市事業税および純富裕税の課税対象となっている会社である。

税金負債は、貸借対照表上で「納税引当金」として計上されている。

注10．その他の引当金

	2026年 3 月31日	2025年 3 月31日
	ユーロ	ユーロ
一般経費に対する引当金	245,333	326,477
	245,333	326,477

注11．その他の債務

2026年 3 月31日および2025年 3 月31日現在のその他の債務の内訳は、以下のとおりである。

	2026年 3 月31日	2025年 3 月31日
	ユーロ	ユーロ
優先債権者に対する引当金（社会保障）	60,571	48,912
未払給与に対する引当金	1,605	-
	62,176	48,912

注12．純売上高およびその他の外部費用

12.1 純売上高

	2026年 3 月31日	2025年 3 月31日
	ユーロ	ユーロ
管理報酬	5,779,732	5,280,886
法務報酬	-	5,000
	5,779,732	5,285,886

2026年 3 月31日現在の適用ある管理報酬料率は、以下のとおりである。

当社は、プレミアム・ファンズ - グローバル・コーポレート・ボンド、プレミアム・ファンズ - シュローダー日本株式ファンド、プレミアム・ファンズ - ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型、プレミアム・ファンズ - ウェルス・コアポートフォリオ グロース型、プレミアム・ファンズ - グローバル・コア株式ファンド、プレミアム・ファンズ - グローバル・コア債券ファンド、プレミアム・ファンズ - ウェルス・コアポートフォリオ アドバンス型（2025年 7 月14日付で償還）、日興ワールド・トラスト - ヨーロピアン・ラグジュアリー・エクイティ・ファンド、日興ワールド・トラスト - デンマーク・カバード債券ファンド 米ドル建て（米ドルヘッジあり）（2025年 6 月 2 日付で償還）、日興ワールド・トラスト - グローバル・トレーディング・オポチュニティ・ファンド（2025年 6 月18日付で償還）、日興ワールド・トラスト - ブリッジウォーター・マクロ戦略ファンド、日興ワールド・トラスト - C L O イシューアンス戦略ファンド、日興ワールド・トラスト - ブルックフィールド不動産インカム・トラスト・ファンド、日興ワールド・トラスト - B X ライフ・サイエンスおよびプレミアム・ファンズ パークレイズ社債 U S キャピタル・プラス2411から、当該月中のこれらのサブ・ファンドの純資産価額に対して0.03%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎月支払われる。

当社は、日興ワールド・トラスト - アレス・ストラテジック・インカム・ファンド（2025年 7 月24日付で設定）および日興ワールド・トラスト - C L O イシューアンス戦略ファンド2026（2026年 3 月16日付で設定）から、当該四半期中の純資産価額に対して0.03%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、日興ワールド・トラスト - 日本株Nベアファンド（2026年 3 月17日付で設定）から、当該四半期中の純資産価額に対して0.02%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、日興ワールド・トラスト - 日興ブラックロック・ハイ・クオリティ・アロケーション・ファンド（米ドル建て）から、当該月中のかかるサブ・ファンドの純資産価額に対して0.04%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎月支払われる。

当社は、日興ワールド・トラスト - K K Rグローバル・インパクト・ストラテジーから、当該月中のかかるサブ・ファンドの純資産価額に対して0.05%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、Q M S から、当該月中のかかるファンドの純資産価額に対して0.03%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、クオンティック・トラスト - 早期償還目標水準設定型ファンド スマート・ブレイン2020-03から、毎月後払いされる、（ ）サブ・ファンドの当初発行価格に（ ）関連評価日時点の発行済受益証券口数を乗じた金額の年率0.03%の報酬を受領する。

当社は、日興グローバル・ファンズの各サブ・ファンドから、当該四半期中の当該サブ・ファンドの純資産価額に対して0.03%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、ニッコウ・マネー・マーケット・ファンドから、以下のとおり計算される年次管理報酬を、各四半期末に受領する。

「グロス・イールド（その他の費用控除後）」とは、ファンドの総利回り（グロス・イールド）より、ファンドの関係当事者に対する報酬以外の費用の日々の償却率を控除し、当社により日々計算される料率をいう。また、「グロス・インカム（その他の費用控除後）」とは、（ a ）ファンドの総利益（有価証券のキャピタル・ゲイン／ロスを含む。）より、（ b ）ファンドの関係当事者に対する報酬以外の費用の日々の償却額を控除し、当社により日々計算される金額をいう。

すなわち、日々計算されるグロス・イールド（その他の費用控除後）が年率1%未満の場合、当社に対する報酬は、当該グロス・インカム（その他の費用控除後）の1%である。日々計算されるグロス・イールド（その他の費用控除後）が年間1%以上および1.5%未満の場合、当社に対する報酬は、日々発生し、計算されるサブ・ファンドの純資産価額の年率0.02%である。日々計算されるグロス・イールド（その他の費用控除後）が年間1.5%以上の場合、当社に対する報酬は、日々発生し、計算されるサブ・ファンドの純資産価額の年率0.03%である。

12.2 その他の外部費用

	2026年3月31日	2025年3月31日
	ユーロ	ユーロ
その他の費用	472,643	462,858
	472,643	462,858

その他の費用は、法律上の助言、コンサルティング、協会のメンバーシップ等の外部のプロバイダーにより提供されるサービスに相当する。

注13．その他の営業費用およびその他の営業収益

13.1 その他の営業費用

	2026年3月31日	2025年3月31日
	ユーロ	ユーロ
その他の管理事務費用	520,529	445,693
	520,529	445,693

当該残高は、旅費、研修費、IT費、賃貸費等から構成されており、そのうち財務情報サービスは140,429ユーロ（2025年：159,099ユーロ）に相当する。

13.2 その他の営業収益

	2026年 3 月31日	2025年 3 月31日
	ユーロ	ユーロ
過年度からのその他の引当金に対する調整	-	-
償却済み投資信託からの現金	12,179	3,662
その他	14,335	13,150
	<u>26,514</u>	<u>16,812</u>

注14．従業員および取締役

14.1 取締役

松井俊明氏は2025年10月15日付で辞任した。

金谷拓宗氏が2025年10月16日付で任命された。

当年度中、信任を与えられた取締役数は、以下のとおりであった。

	2026年 3 月31日	2025年 3 月31日
取締役	4	4

14.2 従業員

2026年 3 月31日および2025年 3 月31日現在の従業員数は、以下のとおりであった。

	2026年 3 月31日	2025年 3 月31日
上級管理職	3	3
中間管理職	2	2
従業員	6	4
	<u>11</u>	<u>9</u>

注15．第2の柱の開示

2023年12月20日付で、ルクセンブルグ議会は、連結売上高が7億5,000万ユーロ以上の多国籍企業グループ（MNE）および欧州連合内の大規模な国内企業グループに対し、15%の最低税率を確保することを目的とするEU指令2022/2523（第2の柱のミニマム課税ルールとしても知られる。）を国内法に組み入れた（以下、「第2の柱法」という。）。

S M B Cグループは、グローバル・ミニマム課税ルールの適用対象となる。当社は、OECDの移移的なセーフハーバー・ルールに基づく影響評価を実施した結果、当社の第2の柱に基づく実効税率が15%の最低税率を上回っているため、当年度において追加課税の対象とはならないとの結論に至った。

本件専任のルクセンブルグ税務事務所が開設されたことに伴い、S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社は現在、当社を含むルクセンブルグに所在するS M B Cグループ各社の登録手続きを代行している。

注16．後発事象

2026年6月5日付で1つのサブ・ファンド（日興ワールド・トラスト - ジャパンNベア・ファンド）が償還した。

（財務書類については、原文（英語版）のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文（英語版）のみである。財務書類の原文（英語版）の翻訳は、管理会社の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および／または財務書類の原文（英語版）と日本文の間に相違があった場合には、原文（英語版）が優先される。）

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.

Balance sheet as at March 31, 2026
(expressed in euro)

	Note(s)	March 31, 2026 EUR	March 31, 2025 EUR
ASSETS			
Fixed assets			
- Tangible assets			
a) Other fixtures and fittings, tools and equipment	3	14 287	10 888
Current assets			
- Debtors			
Trade debtors			
- becoming due and payable within one year	4	1 497 843	1 349 190
Other debtors			
- becoming due and payable within one year		10 000	-
- Cash at bank and in hand	5	16 556 888	14 661 176
Prepayments		<u>113 070</u>	<u>88 080</u>
Total assets		<u>18 192 088</u>	<u>16 109 335</u>
LIABILITIES			
Capital and reserves			
- Subscribed capital	6	5 446 220	5 446 220
- Reserves			
• legal reserve			
	7	544 622	544 622
• other reserves, including the fair value reserve			
a) other available reserves			
		7 265 472	5 098 473
b) other non-available reserves			
	8	<u>1 634 313</u>	<u>1 513 088</u>
		9 444 407	7 156 183
- Profit or loss for the financial year		<u>2 267 877</u>	<u>2 288 224</u>
		17 158 504	14 890 627
Provisions			
- Provisions for taxation	9	574 058	843 318
- Other provisions	10	<u>245 333</u>	<u>326 477</u>
		819 391	1 169 795
Creditors			
- Trade creditors			
becoming due and payable within one year	11	152 017	-
- Other creditors			
- Social security authorities			
	11	<u>62 176</u>	<u>48 912</u>
		214 193	48 912
Total Capital, Reserves and Liabilities		<u>18 192 088</u>	<u>16 109 335</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.
Profit and loss account for the year ended March 31, 2026
(expressed in euro)

	Note(s)	March 31, 2026 EUR	March 31, 2025 EUR
Net turnover	12.1	5 779 732	5 285 886
Other operating income	13.2	26 514	16 812
Raw materials and consumables and other external expenses			
b) Other external expenses	12.2	(472 643)	(462 858)
Staff costs		(2 118 499)	(1 833 204)
- Wages and salaries		(1 771 045)	(1 512 206)
- Social security costs		(158 480)	(131 814)
- <i>Relating to pension</i>		(49 235)	(40 866)
- <i>Other social security costs</i>		(109 245)	(90 948)
- Supplementary Social costs		(28 805)	(27 150)
- Other staff costs		(160 169)	(162 034)
Other operating expenses	13.1	(520 529)	(445 693)
Other interest receivable and similar income		303 763	469 420
Interest payable and similar expenses		-	-
Tax on profit or loss		(730 461)	(742 138)
Profit or loss after taxation		<u>2 267 877</u>	<u>2 288 224</u>
Other taxes		-	-
Profit for the financial year		<u>2 267 877</u>	<u>2 288 224</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2026****Note 1 - Activity**

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A. (the “Company”) was incorporated under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg as “Société Anonyme” on February 27, 1992.

The purpose of the Company is the management (within the meaning of article 125-2 of the law of 17 December 2010 relating to undertakings for collective investment as amended from time to time) (the “**2010 Law**”), of undertakings for collective investment, whether domiciled in Luxembourg or offshore, provided that the Company must manage at least one Luxembourg UCI (the “**Funds**”). In that context, the Company acts as Alternative Investment Fund Manager in accordance with the Luxembourg law of 2013 as amended from time to time (the “**2013 Law**”) and perform the activities listed in item 1 of the Annex I of Directive 2011/61/EU of the European Parliament (the “**Annex**”) and of the Council of 8 June 2011 on alternative investment fund managers (the “**AIFMD**”). The Company performs risk management by itself while delegating portfolio management and conducting oversight of investment managers. The Company have applied for license extension in order to include the management of private debt alternative investment funds in January 2025. The Company may further carry out any of the activities listed under item 2. of the Annex.

As at March 31, 2026, the Company manages 6 investment funds: Nikko Money Market Fund, Nikko Global Funds, Quantitative Multi-Strategy Program II (For Qualified Institutional Investors) (“QMS II”), Premium Funds, Nikko World Trust and Quantic Trust.

Note 2 - Significant accounting policies

The Company maintains its books in Euro (“EUR”) and these annual accounts have been prepared on a going concern basis in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements including the following significant accounting policies.

2.1 - Foreign currency translation

Transactions expressed in currencies other than EUR are translated into EUR at the exchange rate effective at the time of the transaction.

Fixed assets expressed in currencies other than EUR are translated into EUR at the exchange rate effective at the time of the transaction. At the balance sheet date, these assets remain translated at historic exchange rate.

Cash at bank is translated at the exchange rate effective at the balance sheet date. Exchange losses and gains are recorded in the profit and loss account.

Short-term debtors and creditors are translated on the basis of the exchange rates effective at the balance sheet date.

Differences in total amounts may arise as a result of rounding.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2026 (continued)****Note 2 - Significant accounting policies (continued)****2.1 - Foreign currency translation (continued)**

Other assets and liabilities are translated separately respectively at the lower or at the higher of the value converted at historical exchange rate or the value determined on the basis of the exchange.

Realised exchange gains are recorded in the profit and loss account at the moment of their realisation.

Where there is an economic link between an asset and a liability, expressed in currencies other than EUR, only the net unrealised loss is recorded in the profit and loss account.

2.2 - Current debtors

Debtors are valued at their nominal value. They are subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

2.3 - Provisions for liabilities and charges

Provision for liabilities and charges are intended to cover losses or debts, the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet, are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.

Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2026 (continued)

Note 3 - Movements in fixed assets

	Cost		Value adjustments		Net value at the beginning of the financial year	Net value at the end of the financial year
	Gross value at the beginning of the financial year	Gross value at the end of the financial year	Cumulative value adjustments at the beginning of the financial year	Cumulative value adjustments at the end of the financial year		
Fixed assets	EUR	EUR	EUR	EUR	EUR	EUR
-computer equipment	5 096	5 096	(4 679)	(4 992)	417	104
-furniture, fixture and fittings	21 561	23 429	(11 090)	(14 074)	10 471	9 355
-installations	26 619	31 906	(26 619)	(27 078)	-	4 828

Fixed assets are valued at cost less accumulated depreciation/amortisation. Depreciation/amortisation is calculated on a straight-line basis over the estimated useful life of individual assets.

The depreciation/amortisation rates used for this purpose are:

Computer and equipment	25%
Furniture & fixtures	20%
Office arrangements	50%

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2026 (continued)****Note 4 – Trade Debtors**

Trade Debtors as at March 31, 2026 and March 31, 2025 represent management fees receivable.

Note 5 – Cash at bank and in hand

Cash at bank included EUR 16,424,005 of funds deposited within SMBC Group and EUR 132,882 deposited within BIL, with no restricted cash.

Note 6 - Subscribed capital

The subscribed capital is EUR 5 446 220, represented by 272 311 issued and fully paid shares at a par value of EUR 20.

The Company did not acquire any of its own shares during the year ending 31 March 2026 nor during the year ending 31 March 2025.

The current sole shareholder of the Company, is SMBC Nikko Securities Inc.

Note 7 - Legal reserve

Under Luxembourg law, the Company is required to transfer to the legal reserve a minimum of 5% of its net profit each year until this reserve equals 10% of the issued share capital.

The legal reserve is not available for distribution.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2026 (continued)****Note 8 - Capital and reserves**

	Capital	Legal reserve	Reserve	Special tax reserve	Other reserves	Result for the year
	EUR	EUR	(1) EUR	(2) EUR	(1) + (2) EUR	EUR
Balance at March 31, 2025	5 446 220	544 622	5 098 473	1 513 088	6 611 561	2 288 224
Allocation of the result	-	-	2 166 999	121 225	2 288 224	(2 288 224)
Dividend distributed	-	-	-	-	-	-
Result for the financial year	-	-	-	-	-	<u>2 267 877</u>
Balance at March 31, 2026	<u>5 446 220</u>	<u>544 622</u>	<u>7 265 472</u>	<u>1 634 313</u>	<u>8 899 785</u>	<u>2 267 877</u>

	Capital	Legal reserve	Reserve	Special tax reserve	Other reserves	Result for the year
	EUR	EUR	(1) EUR	(2) EUR	(1) + (2) EUR	EUR
Balance at March 31, 2024	5 446 220	673 906	2 920 510	1 443 563	4 364 072	2 118 205
Allocation of the result	-	(129 284)	2 177 964	69 525	2 247 489	(2 118 205)
Dividend distributed	-	-	-	-	-	-
Result for the financial year	-	-	-	-	-	2 288 224
Balance at March 31, 2025	5 446 220	544 622	5 098 473	1 513 088	6 611 561	2 288 224

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2026 (continued)****Note 8 - Capital and reserves (continued)**

The Company reduced the Net Wealth Tax (NWT) liability in accordance with the tax legislation. In order to comply with this legislation, the Company decided to allocate under non available reserves (item “special tax reserve”) an amount that corresponds to five times the amount of reduction of the Net Wealth Tax. This reserve is non-distributable for a period of five years.

Note 9 – Provision for taxation

The Company is a corporation subject to Luxembourg corporate income tax, to municipal business tax and net wealth tax.

Tax liabilities are recorded under “Provisions for taxation” in the balance sheet.

Note 10 – Other provisions

	March 31, 2026	March 31, 2025
	EUR	EUR
Provision for general expenses	245 333	326 477
	<u>245 333</u>	<u>326 477</u>

Note 11 - Other creditors

Other creditors as at March 31, 2026 and March 31, 2025 are analysed as follows:

	March 31, 2026	March 31, 2025
	EUR	EUR
Provision for preferential creditors (social security)	60 571	48 912
Provision for salaries payable	1 605	
	<u>62 176</u>	<u>48 912</u>

Note 12 - Net turnover and other external expenses**12.1 - Net turnover**

	March 31, 2026	March 31, 2025
	EUR	EUR
Management fees	5 779 732	5 280 886
Legal fees received	-	5 000
	<u>5 779 732</u>	<u>5 285 886</u>

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2026 (continued)**

The Management fee rates applicable as at March 31, 2026 are as follows:

The Company receives from Premium Funds – Global Corporate Bond, Premium Funds – Schroder Japanese Equity Fund, Premium Funds – Wealth Core Portfolio Conservative Type, Premium Funds – Wealth Core Portfolio Growth Type, Premium Funds – Global Core Equity Fund, Premium Funds – Global Core Bond Fund, Premium Funds – Wealth Core Portfolio Advanced Type (terminated on 14 July 2025), Nikko World Trust – European Luxury Equity Fund, Nikko World Trust – Denmark Covered Bond Fund (USD Hedged) (terminated on 2 June 2025), Nikko World Trust – Global Trading Opportunity Fund (terminated on 18 June 2025), Nikko World Trust – Bridgewater Macro Strategy Fund, Nikko World Trust – CLO Issuance Strategy Fund, Nikko World Trust – Brookfield Real Estate Income Trust Fund, Nikko World Trust – BX Life Sciences and Premium Funds – US Capital Plus 2411, an annual management fee of 0.03% of the net asset value of these sub-funds during the relevant month. The fee is paid monthly.

The Company receives from Nikko World Trust - Ares Strategic Income Fund (launched on 24 July 2025) and Nikko World Trust - CLO Issuance Strategy Fund 2026 (launched on 16 March 2026), an annual management fee of 0.03% of the net asset value during the relevant quarter. The fee is paid quarterly.

The Company receives from Nikko World Trust - Japan Equity N Bear Fund (launched on 17 March 2026), an annual management fee of 0.02% of the net asset value during the relevant quarter. The fee is paid quarterly.

The Company receives from Nikko World Trust – Nikko BlackRock High Quality Allocation Fund (USD) an annual management fee at the rate of 0.04% of the net asset value of this sub-fund during the relevant month. The fee is paid monthly.

The Company receives from Nikko World Trust – KKR Global Impact Strategy an annual management fee at the rate of 0.05% of the net asset value of this sub-fund during the relevant month. The fee is paid quarterly.

The Company receives from QMS II an annual management fee at the rate of 0.03% of the net asset value of this fund during the relevant month. The fee is paid quarterly.

The Company receives from Quantic Trust – Target Early Termination Smart Brain Fund 2020-03 a fee at the rate of 0.03% per annum of the product of (i) the initial issue price of the sub-fund and (ii) the number of outstanding units in issue as of the relevant valuation day payable monthly in arrears.

The Company receives from each sub-fund of Nikko Global Funds an annual management fee at the rate of 0.03% of the net asset value of these sub-funds during the relevant quarter. The fee is paid quarterly.

The Company receives from Nikko Money Market Fund at the end of each quarter an annual management fee calculated as follows:

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2026 (continued)**

- “GYLOE” (Gross Yield Less Other Expenses) means a rate calculated daily by the Company, which shall be equal to the gross yield of the fund less the rate of daily amortization amount of expenses other than fees payable to the funds’ related parties and -
 - “GILOE” (Gross Income Less Other Expenses) means an amount, calculated daily by the Company, which shall be equal to the difference between:

- (a) the gross income of the fund, including the capital gain/loss on securities, and
- (b) the daily amortisation amount of expenses other than fees payable to the fund’s related parties.

In case daily GYLOE is below 1% per annum, the fee payable to the Company is 1% of the GILOE. In case daily GYLOE is 1% p.a. or above and below 1.5% p.a., the fee payable to the Company is 0.02% p.a. of the net asset value of a sub-fund accrued on and calculated daily. In case daily GYLOE is 1.5% p.a. or above, the fee payable to the Company is 0.03% p.a. of the net asset value of a sub-fund accrued on and calculated daily.

12.2 - Other external expenses

	March 31, 2026	March 31, 2025
	EUR	EUR
Other expenses	<u>472 643</u>	<u>462 858</u>
	<u>472 643</u>	<u>462 858</u>

Other expenses correspond to services rendered by external providers such as legal advice, consultancy, membership to associations and so forth.

Note 13 - Other operating expenses and other operating income**13.1 - Other operating expenses**

	March 31, 2026	March 31, 2025
	EUR	EUR
Other administrative expenses	<u>520 529</u>	<u>445 693</u>
	<u>520 529</u>	<u>445 693</u>

This balance is comprised of travel expenses, training expenses, IT, rental expenses, etc. in which financial information services amounted to EUR 140 429 (2025: EUR 159 099).

13.2 - Other operating income

	March 31, 2026	March 31, 2025
	EUR	EUR
Adjustment other provisions from previous years	-	-
Cash from liquidated Investment funds	12 179	3 662
Other	<u>14 335</u>	<u>13 150</u>
	<u>26 514</u>	<u>16 812</u>

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.

Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2026 (continued)

Note 14 - Staff and directors

14.1 - Directors

Mr. Toshiaki Matsui resigned on 15th October 2025.
Mr. Takumune Kanaya was appointed on 16th October 2025

The number of directors having been mandated during the financial year was as follows:

	March 31, 2026	March 31, 2025
Directors	4	4

14.2 - Personnel

The number of personnel employed as at March 31, 2026 and March 31, 2025 was as follows:

	March 31, 2026	March 31, 2025
Senior Management	3	3
Middle Management	2	2
Employees	6	4
	<u>11</u>	<u>9</u>

Note 15 - Pillar II Disclosure

On 20 December 2023, the Luxembourg Parliament transposed in domestic law the EU Directive 2022/2523 (also known as the Pillar Two minimum taxation rules) which aim to ensure a 15% minimum tax rate for multinational groups (MNE) and large-scale domestic groups in the European Union with a consolidated revenue of at least EUR 750 million (hereafter the Pillar 2 Law).

The SMBC Group falls within the scope of the global minimum taxation rules. The Company conducted an impact assessment of the OECD transitional safe harbour rules and concluded that it should not be subject to top-up tax for the current year as its Pillar Two effective tax rate is above the 15% minimum tax rate.

Further to the opening of the Luxembourg tax office dedicated to this matter, SMBC Nikko Bank (Luxembourg) S.A. is currently working as the agent to register SMBC group entities located in Luxembourg including the Company.

Note 16 - Subsequent events

One sub-fund (Nikko World Trust – Japan N Bear Fund) has been terminated on 5 June 2026.

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

株主各位

ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L-1282 ヒルデガルト・フォン・ピンゲン通り2番

公認の監査人報告書

財務書類の監査に関する報告

意見

我々は、S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ（以下「当社」という。）の2026年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記から構成される財務書類について監査を行った。

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、当社の2026年3月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績について真実かつ公正に表示しているものと認める。

意見の根拠

我々は、監査人に関する2016年7月23日の法律（以下「2016年7月23日法」という。）およびルクセンブルクの金融監督委員会（以下「C S S F」という。）が採用した国際監査基準（以下「I S A s」という。）に準拠して監査を行った。2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A sの下での我々の責任については、「財務書類の監査に関する公認の監査人の責任」の項において詳述されている。また、我々は、財務書類に対する我々の監査に関する倫理上の要件に従いつつ、ルクセンブルグのC S S Fによって採用された国際会計士倫理基準審議会が公表した国際独立性基準を含む職業会計士のための国際倫理規程（以下「I E S B A規程」という。）に従って当社から独立した立場にある。我々は、これらの倫理上の要件の下で他の倫理的な義務も果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

その他の記載内容

取締役会は、その他の記載内容に対して責任を有している。その他の記載内容は、経営報告書を含む年次報告書のうち、財務書類および公認の監査人報告書以外の情報である。

我々の監査意見の対象範囲には、その他の記載内容は含まれておらず、したがって、我々は当該その他の記載内容に対していかなる保証の結論も表明しない。

財務書類の監査における我々の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務書類または我々が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか考慮すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な虚偽記載の兆候があるかどうか留意することにある。我々は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な虚偽記載があると判断した場合には、当該事実を報告することが求められている。我々は、その他の記載内容に関して報告すべき事項はない。

財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、当財務書類の作成および公正表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であると取締役会が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、取締役会は、当社が継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、取締役会が当社の清算または運用の中止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

財務書類の監査に関する公認の監査人の責任

我々の監査の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む公認の監査人報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルクのC S S Fが採用したI S A sに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、重要とみなされるのは、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合である。

2016年7月23日法およびルクセンブルクのC S S Fが採用したI S A sに準拠した監査の一環として、監査全体を通じて、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。

また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・当社の内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・使用される会計方針の適切性ならびに取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・取締役会が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、当社が継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、当報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、当社が継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、適正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

その他の法令上の要件に関する報告

経営報告書は、財務書類と一致しており、適用される法令上の要件に準拠して作成されている。

ルクセンブルグ、2026年7月7日

ケーピーエムジー オーディット エス・
アー・エール・エル
公認の監査法人

ミルコ・レーマン

（財務書類については、原文（英語版）のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文（英語版）のみである。財務書類の原文（英語版）の翻訳は、管理会社の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および／または財務書類の原文（英語版）と日本文の間に相違があった場合には、原文（英語版）が優先される。）

To the Shareholders of
SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.
2, rue Hildegard von Bingen
1282 Luxembourg
Luxembourg

REPORT OF THE REVISEUR D'ENTREPRISES AGREE

Report on the audit of the annual accounts

Opinion

We have audited the annual accounts of SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A. (the “Company”), which comprise the balance sheet as at 31 March 2026, and the profit and loss account for the year then ended, and notes to the annual accounts, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying annual accounts give a true and fair view of the financial position of the Company as at 31 March 2026, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (the “Law of 23 July 2016”) and with International Standards on Auditing (“ISAs”) as adopted for Luxembourg by the Commission de Surveillance du Secteur Financier (“CSSF”). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the «Responsibilities of “réviseur d’entreprises agréé” for the audit of the annual accounts» section of our report. We are also independent of the Company in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants, including International Independence Standards, issued by the International Ethics Standards Board for Accountants (“IESBA Code”) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the annual accounts, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other information

The Board of Directors is responsible for the other information. The other information comprises the information stated in the annual report including the management report but does not include the annual accounts and our report of the “réviseur d’entreprises agréé” thereon.

Our opinion on the annual accounts does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the annual accounts, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the annual accounts or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report this fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Directors for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of the annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the annual accounts, the Board of Directors is responsible for assessing the Company’s ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the “réviseur d’entreprises agréé” for the audit of the annual accounts

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of the “réviseur d’entreprises agréé” that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these annual accounts.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company’s internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors.
- Conclude on the appropriateness of the Board of Directors’ use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company’s ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our report of the “réviseur d’entreprises agréé” to the related disclosures in the annual accounts or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our report of the “réviseur d’entreprises agréé”. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the annual accounts, including the disclosures, and whether the annual accounts represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Report on other legal and regulatory requirements

The management report is consistent with the annual accounts and has been prepared in accordance with applicable legal requirements.

Luxembourg, 7 July 2026

KPMG Audit S.à r.l.
Cabinet de révision agréé

Mirco Lehmann

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。